

大阪府子ども家庭センター療育手帳判定基準要領

大阪府療育手帳に関する規則（大阪府規則第 42 号、以下「規則」という）第 6 条に規定する障がい程度区分等の判定は、第 6 条の別に定める基準（以下「別表」という）に基づくほか、この大阪府子ども家庭センター療育手帳判定基準要領（以下「要領」という）により行う。

1 知的障がいの定義

この要領において、「知的障がい」とは、「知的機能の障がい、発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」をいう。

2 知的障がい程度の区分の判定

（1）障がい程度の区分の表記

知的障がい程度の判定の結果は、規則第 6 条第 2 項の区分に従い、以下のとおり表記する。

A : 障がいの程度が重度である場合

B 1 : 障がいの程度が中度である場合

B 2 : 障がいの程度が軽度である場合

（2）知能指数又は発達指数の評価

標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数の評価については、次のとおりとする。

最重度：おおむね 20 以下

重度 : おおむね 21 以上 35 以下

中度 : おおむね 36 以上 50 以下

軽度 : おおむね 51 以上 75 以下

（3）社会生活を営む能力の評価

社会生活を営む能力（主に日常生活における食事、着脱衣、排泄等の動作並びに意思交換及び学業等の能力）については、社会生活能力検査等に基づき、境界域、軽度、中度、重度、最重度の段階で評価する。

（4）行動及び医療保健の評価

行動及び医療保健（強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動、睡眠障がい並びに食事及び排泄に係る不適切な行動、自分の体をたたいたり傷つけたりする行動並びに他者をたたいたり物をこわす等の行動、その他の配慮を要する行動や、てんかん及びその他の疾患など）の評価については、次のとおり 4 段階評価とし、行動面、医療保健面それぞれの評価のうち、重い方で代表する。

- Ⅰ あまり介助及び介護を要しない
- Ⅱ ある程度の介助及び介護を要する
- Ⅲ 著しく介助及び介護を要する
- Ⅳ 常時特別の介助及び介護を要する

(5) 知的障がい程度の区分の判定結果

- ア. 規則第6条第1項第1号の「判定の結果」については、上記1及び2(2)～(4)に基づいて行う。なお、標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数または発達指数が、おおむね36以上50以下であって、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき身体障がい者手帳を交付され、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級、2級又は3級に該当するものは、知的障がい程度の区分をAとする。
- イ. 当センターもしくは他の児童相談所において、すでに判定が行われているとき又は程度判定に足りるその他の資料があるときは、これらを総合的に判断して知的障がい程度の区分を判定しても差し支えないものとする。

3 次期判定年月

規則第6条第1項第2号の「次に判定を行うべき年月」については、次の表をおおむねの基準とし、児童の年齢を考慮して、原則児童の誕生月とする。なお、判定時年齢が4歳以上で、最重度の発達状態にあるものは次期を5年後とすることができる。

判定時年齢	0～2歳	3～4歳	5～6歳	7～9歳	10歳以降
次期判定年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後

附則 この要領は令和6年9月17日から施行する。